

令和6年度分 給与支払報告書の提出について

日頃から本市税務行政にご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、令和5年中(1月1日～12月31日)に給与等(給料・賞与・アルバイト賃金などを含む)の支払いをした場合、個人別の給与支払報告書を提出していただく必要がありますので、以下のとおりご案内します。

👉 静岡市指定の総括表を必ず使用してください

給与支払報告書の作成を会計事務所等に委託した場合も、必ず静岡市指定の総括表を使用して提出するよう依頼をお願いします。独自の総括表を使用される場合も必ず同封してください。

👉 提出期限は **令和6年1月31日(水)** です

地方税法第317条の6第1項に規定されておりますので、提出期限の遵守をお願いいたします。**なるべく1月20日頃までに提出**していただくようご協力ください。

👉 提出先は令和6年1月1日現在居住の市区町村です

給与の支払いを受けた方が**令和6年1月1日現在居住していた市区町村へ、給与支払者様よりご提出**ください。(本市の住民登録が確認できないときはおたずねする場合があります。)

👉 給与支払報告書は1人あたり1枚です(昨年度より変更されました)

役員・従業員・アルバイト・パートを問わず**給与の支払いを受けた方全員分(中途退職者を含む)**をご提出ください。給与支払報告書は、左上の数字が⑥のものをお使いください。

👉 報告人員がない場合「回答書」をご返信ください

報告する対象者がいない場合は、**同封の回答書(返信用ハガキ)**をご返信ください。

👉 徴収方法の誤りを防ぐため「区分紙」を使用してください

特別徴収者と普通徴収者を分け、それぞれの先頭に同封の区分紙(特別徴収者：ピンク、普通徴収者：ブルー)をつけてください。また、**区分紙の該当する項目へ必ず人数を記入**してください。

👉 市・県民税の納付は原則特別徴収によることとされています

平成24年度より静岡県と県内市町では、納税者の税負担の公平性の確保と法令遵守の観点から、全事業所での特別徴収実施をお願いしております。本来、**個人市・県民税は法令により特別徴収(給与引き去り)にて納税**していただくことが原則であり、事業所や従業員の希望により徴収方法は選択できません。

「普通徴収者区分紙(兼切替理由書)」の普通徴収切替理由に該当する方は、区分紙に人数を記入し、給与支払報告書の摘要欄に該当する符号(普A、普Bなど)を記入してください。

普通徴収とする理由が不明な場合は、特別徴収にさせていただきます。

👉 退職・転勤等があった場合「異動届出書」を提出してください

特別徴収として給与支払報告書を提出した後に、**退職・転勤等の異動があった場合は、4月15日までに「給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」**をご提出ください。また、**令和5年中に就職し、令和6年度より新たに特別徴収となる方の退職・転勤等についても、異動届出書**をご提出ください。

👉 eLTAX又は光ディスク等による給与支払報告書提出の義務化について

給与支払報告書については、前々年(今回の場合 令和4年：2022年)における給与所得の源泉徴収票の**税務署へ提出すべき枚数が100枚以上**であるとき、**eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。**

令和6年度より特別徴収税額決定通知の**光ディスクによる副本データの送付は廃止となります。**令和6年度以降に電子データでの税額通知を希望する場合は、eLTAX(エルタックス)をご利用ください。

👉 令和5年度より変更になった以下の点にお気を付けください

- ① 森林整備等に必要な地方税源を安定的に確保する観点から、森林環境税が創設されました。森林環境税は、令和6年度より個人住民税の均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円が賦課徴収されます。
- ② 令和6年度より国外居住親族に係る扶養控除等の見直しが行われ、非居住者で年齢30歳以上70歳未満の者については、一定要件に該当しない限り扶養控除の適用対象から除外することとなりました。

👉 提出前に以下の書類がすべてそろっていることを確認してください

- 総括表 (静岡市指定の総括表を使用していますか?)
- 給与支払報告書 (裏面の記載例のとおり正しく記入されていますか?)
- 区分紙 (特別徴収者と普通徴収者は正しく区分されていますか? 区分紙に人数は記入されていますか?)

※ 個人事業主の方は、上記に加えて以下の書類も必要です

平成29年度より、マイナンバー(個人番号)の利用開始に伴い本人確認の実施が義務づけられました。以下の書類を**窓口でご提示いただくか、郵送の場合は写しを添付**してください。

- 事業主様のマイナンバー(個人番号)が確認できる書類**(番号確認書類)
マイナンバー(個人番号)カード、通知カード、マイナンバー(個人番号)が記載された住民票の写し など
- 事業主様の身元が確認できる書類**(身元確認書類)
マイナンバー(個人番号)カード、運転免許証、パスポート など

👉 提出済の給与支払報告書に訂正がある場合は訂正分のみを再提出してください

提出済の給与支払報告書に**訂正がある場合は、給与支払報告書の摘要欄に赤字で「訂正分」と記入し、訂正分のみを再度提出**してください。なお、一度ご提出された給与支払報告書はお返しできませんのでご了承ください。

👉 区ごとに分けて静岡市役所市民税課へ提出してください

給与支払報告書は**区(葵区・駿河区・清水区)ごとには分けて、静岡市役所市民税課へ一括提出**してください。提出期限前後は窓口が大変混み合いますので、**郵送によるお早めの提出にご協力**ください。

お問い合わせ・提出先 **〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 新館2階**
静岡市役所 市民税課 特別徴収係
☎ (054)221-1043
用紙のダウンロードは…… **静岡市ホームページ <https://www.city.shizuoka.lg.jp/>**
トップページ「申請書ダウンロード」 から

👉 電子申告・電子申請・電子納税(**eLTAX**)をご利用ください

給与支払報告書、異動届出書等のご提出は、地方税電子申告システム「eLTAX(エルタックス)」にて、オフィスや自宅からインターネットでも手続きができます。

ご利用はeLTAXホームページから <https://www.eltax.lta.go.jp/>
eLTAXホームページの「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com/>



